

○相模原市立障害者地域活動支援センター条例

平成21年3月26日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、相模原市立障害者地域活動支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行い、もって精神障害者の福祉の増進に寄与するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第27項に規定する地域活動支援センターとして、相模原市立障害者地域活動支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 相模原市立南障害者地域活動支援センター

位置 相模原市南区南台4丁目12番54号

(一部改正〔平成21年条例36号・23年22号・24年22号・25年26号・26年1号・30年3号〕)

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日及び木曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その翌日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

3 市長は、第1項第3号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用できる時間)

第4条 センターを利用できる時間は、火曜日、水曜日及び金曜日(休日に当たる日を除く。)にあつては午後1時から午後8時までとし、土曜日、日曜日及び休日にあつては午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定によりセンターを利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(利用できる者の範囲)

第5条 センターを利用できる者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 法第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている者

(3) 前2号に規定する者の家族及び介護者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(一部改正〔平成25年条例26号〕)

(利用の登録)

第6条 センターを利用しようとする者(第16条第2号の事業を利用しようとする者に限る。)は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合及び登録を受ける必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(利用料金)

第7条 センターを利用する者が次の各号に掲げる相談支援を利用するときは、第11条の規定によりセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に対

し、当該各号に定める料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

(1) 第16条第1号の地域相談支援 利用する者に係る法第51条の14第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域相談支援に要した費用の額)

(2) 第16条第1号の計画相談支援 利用する者に係る法第51条の17第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に計画相談支援に要した費用の額)

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成24年条例32号〕)

(利用の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、又は中止させることができる。

(1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設、設備等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(入館の制限等)

第9条 市長は、センターの管理上適当でないと認められる者があるときは、その入館を拒み、又は退館させることができる。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(損害賠償)

第10条 センターの施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、その管理を法人であつて市長が指定する者に行わせるものとする。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(指定管理者の公募)

第12条 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、公募するものとする。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(指定管理者の指定の申請等)

第13条 前条の規定による公募(以下「公募」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとする者は、センターの管理に関する業務の実施方法その他の事項についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した者のうち、次に掲げる基準(以下「指定の基準」という。)に最も適合していると認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容がセンターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 事業計画書に沿ったセンターの管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有する者であること。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(指定管理者の指定の特例)

第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、特に緊急を要するため新たに公募を行う時間的余裕がないことが明らかである場合は、法人の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成するこ

とができると思料するものを指定管理者として指定することができる。

(1) 前条第2項の規定により指定管理者として指定しようとした者が、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実によりセンターの管理を行うことが不適当と認められた場合又はその者の事情により指定管理者の指定を辞退した場合で、同一の公募により、前条第1項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)をした者に指定の基準に適合していると認めるものがないとき。

(2) 指定の申請をした者に指定の基準に適合していると認めるものがない場合

(3) 指定の申請をする者がいない場合

2 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、当該法人に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して当該法人を指定管理者として指定するものとする。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(その他の事項の規則委任)

第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、指定の申請の資格、指定管理者の指定の手続等について必要な事項は、別に規則で定める。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法第5条第18項に規定する基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援

(2) 法第77条第1項第9号に規定する事業

(3) センターの休館日を定めること(第6号に規定する業務の遂行上必要と認められる場合に限る。以下この号において同じ。)、休館日を開館日とすること及び利用できる時間の変更に関する業務。ただし、センターの休館日を定め、休館日を開館日とし、又は利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(4) センターの利用の登録、利用の制限等に関する業務

(5) センターの入館の制限等に関する業務

- (6) センターの施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

(一部改正〔平成23年条例22号・24年22号・32号・25年26号・26年1号・30年3号〕)

(指定管理者の管理に係る読替え)

第17条 センターの管理を指定管理者が行う場合において、第3条から第6条まで及び第8条から第10条までの規定の適用については、第3条第1項第3号中「市長」とあるのは「市長又は第7条第1項に規定する指定管理者」と、同条第2項及び第3項、第4条並びに第5条第4号中「市長」とあるのは「第7条第1項に規定する指定管理者」と、第6条中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」と、第8条、第9条及び第10条本文中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成24年条例32号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成21年12月22日条例第36号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第71条から第73条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第22号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第22号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日条例第32号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第26号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月7日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。